

最終更新日：2007年7月2日

阪和興業株式会社

代表取締役社長 北 修爾

問合せ先：社長室 TEL03-3544-2387

証券コード：8078

<http://www.hanwa.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「良き企業市民」たるべき社会的責務を果たし、当社のステークホルダーから「価値ある企業」との評価・支持を得るため、法令及び社会規範を順守した透明性に優れた経営体制の確立を目指しております。

また、企業の社会的責任への活動を積極的に推進し、存在を評価される企業ブランドの確立を目指して、「CSR委員会」を設立してCSR経営を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%以上 20%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	26,446,000	12.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,199,000	5.76
株式会社三井住友銀行	5,880,404	2.78
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	3,465,000	1.64
阪和興業社員持株会	2,999,252	1.42
第一生命保険相互会社	2,614,000	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,326,000	1.10
ジブラルタ生命保険株式会社(一般勘定株式D口)	2,219,000	1.05
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	2,160,300	1.02
三井住友海上火災保険株式会社	1,846,103	0.87

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
(連結) 従業員数	1000人以上
(連結) 売上高	1兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	20名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
関 收	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
関 收	原子燃料工業株式会社代表取締役会長 株式会社ピーエス三菱社外取締役	人格・識見共に高く、行政及び企業経営についての豊富な経験が、弊社の経営判断に総合的・多面的な視野を提供いただけるものと考えております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

2006年度においては、15回開催された取締役会中9回に出席され、長年の実務経験に基づき貴重な見解を適時提供されました。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に監査報告を行うとともに、随時情報交換を行って、相互の監査状況の把握に努め、連携してモニタリング機能の向上を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査部門としての監査室は監査役スタッフとしての機能も兼務しており、監査役会からの要請に応じて適宜報告を行い、常に監査役と連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
田口 敏明	他の会社の出身者									○
与謝野 肇	他の会社の出身者				○	○				○
小林 正典	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
田口 敏明	——	人格・識見共に高く、金融機関及びメーカーでの豊富な経験に基づき、弊社の経営に関し中立的・客観的な視点から監査していただけるものと考えております。
与謝野 肇	d:株式会社 IRI コビテック 社外監査役	人格・識見共に高く、特に金融機関での投資等に関する

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
	株式会社アプレシオ 社外取締役 e:株式会社ビジネスサポート 代表取締役社長	豊富な経験に基づき、弊社の経営に関し中立的・客観的な視点から監査していただけるものと考えております。
小林 正典	——	企業経営等に関し、豊富な経験を有するとともに、経理・会計に関する識見が高く、専門的な視点から監査していただけるものと考えております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

2006年度においては、15回開催された取締役会及び18回開催された監査役会に出席され(真砂監査役のみ取締役会2回、監査役会3回欠席)、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から、質疑を活発に行い、監査役としてのチェック機能を果たされました。また分担して主な事業所及び連結子会社への往査も実施いたしました。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

社長を委員長とする取締役評価委員会を設置し、各取締役からのコミットメントの評価及び取締役相互評価を受けて各取締役の総合評価を行い、役員報酬及び役員人事に反映しております。また、会社法の施行に伴い、2006年6月16日開催の取締役会において、2006年度より役員報酬および役員賞与を見直し、新たに法人税法第34条第1項第1号に定める「定期同額給与」および同第3号に定める「利益連動給与」の導入を決議いたしました。このうち「利益連動給与」の算定方法は下記のとおりであり、その算定方法について監査役全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。

記

- ① 業務を執行する取締役に支給する利益連動給与の総額は、提出会社の当該事業年度の当期純利益金額に1.5%を乗じた額(百万円未満切捨)とし、2億円を超えない金額とする。
- ② 当期純利益金額が30億円未満の場合は利益連動給与を支払わないものとする。
- ③ 各取締役への支給配分は役職位別とし、各役職位別の支給配分は、①で算定された利益連動給与の総額に④に定める役職位係数を乗じ、業務を執行する全取締役の係数の合計で除した金額(10万円未満切捨)とする。
- ④ 各役職位別の係数は、取締役社長1.0、専務取締役0.8、常務取締役0.7、取締役0.6とする。
- ⑤ 各取締役に支給する額は、それぞれ取締役社長15百万円、専務取締役12百万円、常務取締役10百万円、取締役9百万円を超えない金額とする。
- ⑥ 業務を執行する期間が当該事業年度の期間の1/2に達しない取締役に利益連動給与を支給しない。
- ⑦ 業務執行役員でない取締役および監査役には利益連動給与を支給しない。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、決算短信、営業報告書（事業報告）
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

役員報酬限度額は、株主総会決議で定められており、2006年度に係る取締役報酬の内容は下記のとおりであります。

取締役賞与を含む取締役報酬総額は614百万円(この他使用人分給料27百万円)であります。なお、当該取締役報酬総額に含まれる社外取締役報酬総額は8百万円であります。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外取締役につきましては社長室、また社外監査役につきましては株式担当が補佐しており、経営上必要な情報を随時伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

- ・常務会は、社長、専務及び常務取締役から構成され、当社グループの経営判断に係る重要な事項を審議し、取締役会に議題提出するとともに、最高業務執行機関として、経営戦略に沿った業務の執行を強力に推進するため、原則として毎月2回の頻度で開催しております。
- ・取締役評価委員会は、成果主義の観点から、社長を委員長として年2回開催し、各取締役からのコミットメントの評価及び取締役相互評価を受けて各取締役の総合評価を行い、役員報酬及び役員人事へ反映させております。
- ・投資等審査委員会は、会社の重要な投資案件ごとに随時開催され、当該案件における会社の経営方針との整合性や収益性、リスク管理等の多角的分析による見解を常務会に答申しております。
- ・ディスクロージャー委員会は、随時開催され、当社グループにおける法的開示・適時開示に関する原則・基本方針の策定や社内体制の整備、また開示情報の重要性・妥当性の判定・判断を行っております。
- ・コンプライアンス委員会は、随時開催され、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築・維持・管理全般とともに、個別案件に対する審査を行っております。
- ・安全保障輸出管理委員会は、随時開催され、当社グループの安全保障貿易に関する法令遵守の促進、輸出管理に関する審査体制や手続き等の企画・立案、当該審査の管理・指導を行っております。
- ・内部統制委員会は、随時開催され、内部統制の基本方針を策定し、内部統制システムの構築・整備やその有効性の検証を行っております。
- ・内部監査体制は、当社の国内拠点をはじめとする国内グループ各社に対しては、監査室が会計・コンプライアンス面を中心に会社業務全般について、専任スタッフ7名体制でモニタリングを行い、毎月内部監査報告を社長に直接行うとともに、常務会にも適宜報告しております。また海外現地法人をはじめとする海外拠点につきましては、海外統括室(専任スタッフ5名)と監査室が共同して、会計・コンプライアンス面を中心にモニタリングを行い、毎月取締役全員に報告書を提出するとともに、年2回海外拠点の状況を取締役に報告しております。また、監査役会の要求に応じて適宜報告も行っております。
- ・監査役監査につきましては、不祥事の未然防止のため予防監査に重点をおき、法令順守・内部統制・リスク管理等の状況につき、対話型監査を実施するとともに、取締役会、常務会及びその他重要な会議に同席して、経営陣の業務執行を監視・監査しております。

す。また、社長並びに各部門管掌役員と適宜意見交換を行い、取締役会に対し監査役意見を表明しております。

・会計監査につきましては、当社は、あずさ監査法人と会社法監査及び証券取引法監査について監査契約を締結しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の3週間前に発送致しました。
電磁的方法による議決権の行使	住友信託銀行運営のインターネット議決権行使サイトを利用しております。
その他	総会召集通知を総会開催日までホームページ上に掲載しております。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	証券アナリスト・機関投資家等を対象に、半期に1回の決算説明会及び年1回の企業説明会を開催しております。
IR資料のホームページ掲載	なし	http://www.hanwa.co.jp/ir/ において、決算短信、アニュアルレポート、事業報告書、有価証券報告書、決算説明会資料、総会決議通知等を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	—	社長室 ☎03-3544-2387

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	経営方針において「阪和バリューの向上—ステークホルダーから提供された経営資源を有効活用し、

<p>ステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>着実に企業価値を高めます。」と規定しています。また、2007年度開始の3ヵ年中期経営計画でもCSR経営を推進するコーポレートガバナンスの強化として、全ステークホルダーへの社会的責任の遂行について言及しています。</p>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は2000年4月に国内5事業所で環境国際規格ISO14001の認証を取得しております。また事業活動としまでも、鉄スクラップ、金属原料、故紙リサイクルなどの事業展開に加えて、アルミ製品の再生塊リサイクル事業、中古OA機器のリユース事業、ダイオキシン類無害化事業の他、金属系の産業廃棄物について国際間の移動手続きを定めたバーゼル条約に基づく関係国の環境規制当局より許可を受けた貿易事業を行うなど「リデュース（廃棄物の削減）、リユース（廃棄物の再利用）、リサイクル（廃棄物の再資源化）」を実現し、循環型社会の形成に貢献していきたいと考えております。</p> <p>CSR活動につきましては、当社ではCSRに積極的に取り組むため、2004年3月にCSR委員会を設置し、コンプライアンス委員会、環境推進委員会、(財)阪和育英会などを全体として包括し、有機的な運営活動を行っております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社に関する財務的・社会的・環境的側面の情報の公正かつ適時・適切な開示方針を定め、あらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的としてディスクロージャー規程を制定しております。</p>

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、事業目的の達成に係るリスクの低減と持続的な成長・発展のためには、業務を適正かつ効率的に行うための内部統制システムの整備・運用が重要な課題と考えております。当社の内部統制システム整備は、①業務の有効性・効率性の向上、②財務報告の信頼性確保、③事業活動に関わる法令等遵守の促進、④資産の保全を目的としております。

2. 整備状況

当社は2006年5月10日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、以下のとおり基本方針を決議いたしました。

① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 社是・社訓等当社企業理念に基づき企業倫理規範、企業倫理行動基準等を制定する。

ロ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会はコンプライアンス・マニュアルを制定し、全役職員に冊子として配布の上、実効性を確保するため、その履行状況を適宜検証する。

ハ. 当社グループ全役職員を対象とするコンプライアンスに関する相談窓口（コンプライアンス委員及び社外弁護士）を設け、問題

発生の際の直接通報制度を確保する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務執行に係る情報は適正に文書又は電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、法令及び当社の定める文書保存規定に基づき保存する。

ロ. 文書保存責任者は、保存文書等の紛失・破損等に留意し、必要な場合は施錠等(パスワード等によるアクセス制限を含む。)により、適正に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役及び各部門長は、法務審査部と連携し、各担当部署に与信管理規定及び営業部門業務規定の適正な運用を周知徹底させることにより営業リスクを管理し、その軽減を図るものとする。また、新規事業及び投融资案件の審査機関として、投資等審査委員会を設置し、投資リスクを管理する。

ロ. コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ及び輸出管理等については、総務部、情報システム部及び法務審査部等と連携し、社内規定・マニュアル等に基づき各担当部署がそのリスクを管理する。内部統制委員会、コンプライアンス委員会、安全保障輸出管理委員会等の各種委員会(以下、委員会等という。)は、諮問機関となり各担当部署への指導・啓蒙を行い、必要に応じ社外弁護士等からのアドバイスを受ける。

ハ. 人事部は関係部署と連携してリスク管理の周知徹底を図るため、必要な教育・啓蒙を行う。

ニ. リスク管理の実効状況を検証するため、監査室は当社国内拠点及び国内グループ会社に対し予め定めた監査計画に基づきモニタリングを行い、適宜常務会及び社長に直接内部監査報告を行う。海外現地法人をはじめとする海外拠点については、海外統括室が監査室と共同して適宜モニタリングを行い、毎月取締役全員に報告書を提出するとともに、年2回海外拠点の状況を取締役に報告する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、原則月1回開催し、当社グループにとっての重要な経営の立案及び業務執行の監督を行う。常務会は原則月2回開催し、経営に関する重要事項を協議・決定するとともに、当社グループの経営判断に係る重要な事項を取締役に議題として提案する。

ロ. 取締役会は、中長期的な経営戦略を実現するために中期経営計画や年次経営計画を策定し、その進捗状況を検証するため、定期的に業務部門間で担当取締役等を含めたヒアリングを行い、業務の評価及び業務の遂行状況のチェック等(計画の見直しや計画達成のための方法の変更等を含む。)により、職務執行の効率性向上を図る。

ハ. 社長を委員長とする取締役評価委員会を年2回開催し、各取締役からのコミットメントの評価及び取締役相互評価を受けて各取締役の総合評価を行い、役員報酬及び役員人事に適正に反映させる。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 関連事業部は、国内の子会社等の業務の状況を常に把握し、その適正な業務執行をサポートするとともに、業務の統括的な管理を行う。海外統括室は、海外の子会社等について同様のサポート・管理を行う。

ロ. コンプライアンス体制、リスク管理体制等は当社グループ全体についても横断的に運用し、委員会等はその運用について指導・啓蒙を行う。

ハ. 当社の常勤監査役、子会社・関連会社の監査役、関連事業部その他により構成されるグループ会社監査役連絡会議を適宜開催し、当社及び子会社等の監査等に関する情報交換を行い、その共有化を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として1名を置く。当該使用人は、監査役からの要請に応じて調査・報告等を行い、常に監査役との提携を図る。また、当該使用人が監査役より指示・命令を受けた事項については、取締役等からの指揮命令を受けない。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

イ. 取締役は、法定の事項に加え、重大な法令・定款違反及びコンプライアンス相談窓口への相談の状況等コンプライアンス上の重要な事項について監査役に報告する。また、取締役は、取締役会、常務会その他重要な会議において、業務執行の状況及び重要な意思決定について監査役に報告する。

ロ. 監査役が報告を求めた事項については、取締役及び使用人は迅速かつ的確に対応する。

ハ. 監査室は、予め定めた監査計画に基づき実行した内部監査の状況を、適宜監査役に報告するとともに、必要な場合には監査役の求めに応じて、調査・報告する。

⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役及び各部門担当取締役と適宜意見交換を行い、必要に応じて取締役会に対し意見表明を行う。また、会計監査人から会計監査に関する説明を受けるとともに意見交換を行うなど提携を図る。

また、会社情報の適時開示に係る内部統制を強化するため、ディスクロージャー規定を定めるとともに、ディスクロージャー委員会を設置し、当社グループにおける法的開示・適時開示に関する原則・基本方針の策定や社内体制の整備、また開示情報の重要性・妥当性の判定・判断を行っております。

財務報告に係る内部統制への対応としましては、内部統制委員会を設置して、当社グループの全体統制や業務プロセス統制システムの構築・整備やその有効性の検証を行っております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項 更新

当社は、2007年2月26日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、基本方針に照らして不適切な支配の防止のための取組みとして、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本ルール」という。）を決議いたしました。また、2007年5月16日開催の取締役会において、当社第60回定時株主総会で株主の皆様のご承認を受けることを条件に本ルールの継続を決議いたしました。

当社は、当社株式の大規模買付行為がなされる際には、大規模買付者から事前に、株主の皆様が大規模買付行為に応諾する可否かを適切に判断するに足る必要かつ十分な情報が提供されるべきであると考えております。そこで本ルールにおきまして、上記の情報提供に関する一定のルールを定めるとともに、ルールを遵守しない場合や当社の企業価値や株主共同の利益を毀損することが明らかであると当社取締役会が判断する場合には、一定の対抗措置を講じることがある旨を公表しております。また、大規模買付行為を評価・検討する際や、対抗措置を発動する際等には、当社取締役会は新たに設けた特別委員会に諮問し、特別委員会の助言・勧告を最大限尊重することとしております。特別委員会は学識経験者、社外取締役、社外監査役の中から選任された3名以上の委員から構成され、これにより当社取締役会の行う判断の公正性、透明性が確保できるものと考えます。

また、当社は、本ルールに係る株主の皆様のご意見を確認するため、当社第60回定時株主総会において、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件」を付議し、当該株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得ております。

（本対応方針の詳細につきましては、弊社ホームページ(<http://www.hanwa.co.jp/ir/pdf/2007/070226.pdf>)をご参照ください。）

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後もより有効かつ公正なコーポレート・ガバナンス体制の構築・充実を目指して検討を継続してまいります。

【 参考資料：模式図 】

